

環境配慮契約方針（電気供給）
策定のための手引書

令和2年3月

新居浜市 環境保全課

目次

内容

1. 本資料の位置付け（環境配慮契約方針の策定に向けて）	1
2. 取り組む意義	2
3. 法的根拠.....	3
4. 期待される効果.....	4
5. 電力小売事業者の参入状況	5
6. 導入・運用時の各課の役割	7
7. 新居浜市の電力契約一覧	8
8. FAQ.....	9
9. 導入・運用に関する情報	10

1. 本資料の位置付け（環境配慮契約方針の策定に向けて）

令和元年度に「グリーン購入及び環境配慮契約の実施のための実務支援事業（環境省）」を活用し、電力の調達に係るコストの削減及び環境負荷の低減を図るため、環境配慮契約方針の策定及び導入を検討した。また、同年度に本市の職員提案制度において、再生可能エネルギーで発電された新電力等への切り替えが職員から提案されており、採択には至らなかったものの、環境配慮契約方針の策定及び導入を検討する上での判断材料となった。

環境配慮契約方針の策定及び導入を検討する中で、環境配慮契約に取り組むために、各施設の契約状況や懸念事項の整理等の事前準備が必要となった。そのため、令和元年度中の方針策定及び導入を見送り、環境配慮契約に取り組む上で必要となる情報を整理することとした。

本資料は、環境配慮契約の方針策定を検討するに当たって、環境配慮契約に取り組むことの意義、根拠及び期待される効果並びに導入又は運用に関する疑問点等の必要な情報を整理したものである。今後、環境配慮契約方針を策定する際に、本資料を活用することで、円滑かつ効率的に方針策定に取り組んでいく。

2. 取り組む意義

電気の供給を受ける契約において、環境配慮契約に取り組むことの意義は、以下の点が挙げられる。

(1) 気候変動対策

新居浜市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画事務事業編として、「エコアクションプランにいはま3」を策定しており、節電等による電気使用量の削減、省エネ機器の導入等により、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

日本ではパリ協定を採択し、2030年までに2013年度比26%の温室効果ガス排出量を削減することを約束しているが、製品使用時の工夫や省エネ機器の導入だけでは、目標達成が困難であることから、CO₂排出係数がより小さい電力に切り替えることが効果的である。

(2) SDGs

2015年に国連が採択したSDGs(持続可能な開発目標)では、全ての人々が安心して暮らせる持続可能な社会をつくるために目指す目標が定められている。SDGsに向けた取組は、特定の国や地域の人々だけでなく、全ての人や組織が意識し、取り組む必要がある。

SDGsには、再生可能エネルギーの割合の拡大や持続可能な公共調達の促進が掲げられており、CO₂排出係数の小さい電力や再生可能エネルギーで発電された電力に切り替えることは、SDGsの目標達成にもつながる取組と言える。

(SDGsとターゲット)

7.2 「2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。」

12.7 「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」

(3) 市場の脱炭素への誘導

CO₂排出係数の小さい電力を選ぶ購入者が増えることで、電力供給市場をさらに脱炭素に切り替えることができる。市場を脱炭素へ誘導するために、法律、規制、補助金等の様々な方策が考えられるが、購入者がCO₂排出係数の小さい電力を選ぶことで、再生可能エネルギーを利用して発電又は販売する事業者の取組を応援することにつながり、結果的に市場を脱炭素化することができる。

CO₂排出係数の小さい電力を選ぶ購入者が少なかったり、購入する電力量が小さかったりすると、市場へ与えるインパクトは小さく、多くの購入者が「CO₂排出係数の小さい電力を選ぶ」という意思を示すことが大切である。

地方自治体は、その地域における大口消費者であり、市民や事業者への啓発的かつ経済的効果も大きいことから、率先して取り組む必要がある。

(4) 効率的な行政事務の実施

自治体は、住民税や法人税等の税金を収入源に、市民や事業者へ様々な行政サービスを提供する役割がある。歳入の減少や歳出の増加等により財政状況が厳しい中、行政サービスの提供にあたっては、事務工数や経済的な面から効率的な行政事務の実施が求められる。

環境配慮契約を導入するに当たり、随意契約から競争入札への形態の変更や電力契約のグループ化(請求書の一本化等)により、事務工数や契約金額を抑えることができる。

3. 法的根拠

環境配慮契約に取り組む法的根拠には、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」と「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」がある。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（地方公共団体の責務）

第四条

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

（地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進）

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

4. 期待される効果

(1) CO₂削減

環境配慮契約は、CO₂排出係数、再生可能エネルギーの導入状況又は未利用エネルギーの活用状況等による裾切りを行い、一定点数以上の電力小売事業者が入札に参加する仕組みである。裾切りの基準を応札が可能な電力小売事業者の状況を勘案して設定することで、よりCO₂排出係数の小さい電力小売事業者と契約することができる。また、入札価格が安くてもCO₂排出係数が大きい電力小売事業者を除くことができ、CO₂排出係数の悪化による温室効果ガス排出量の増大を回避することができる。

(参考事例) 九州大学

(2) コスト削減

環境配慮契約は、競争入札への形態変更や、電力契約のグループ化によって1契約あたりの電力総量を増やし、スケールメリットを出すことができるため、電力小売事業者との契約金額を抑えることができる。ただし、継続的に取り組むことにより、コスト削減幅は小さくなる傾向にある。

(参考事例) 春日部市、吹田市、久留米市、九州大学

(3) 事務工数削減

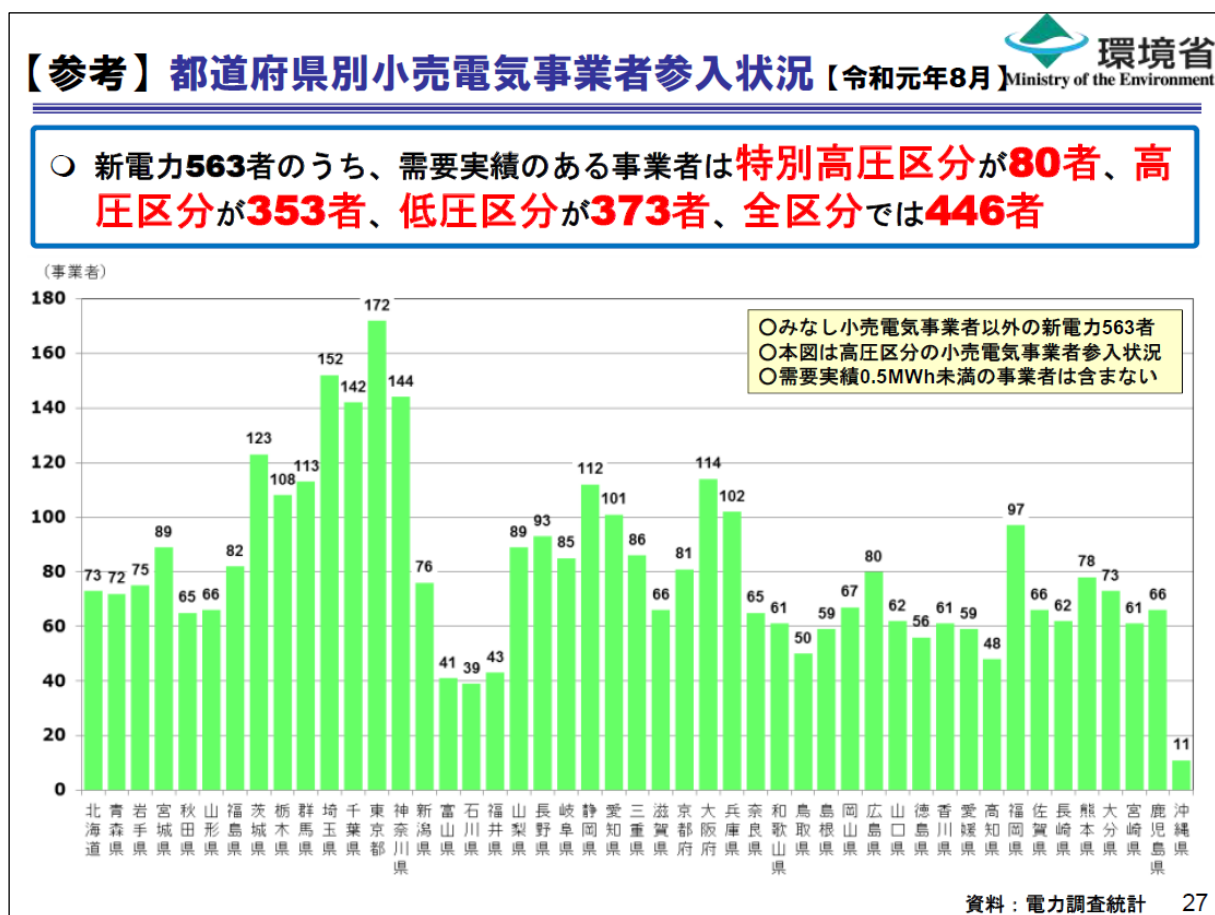
電力小売事業者に入札参加を促すには、細かく分かれている電力契約をグループ化し、契約する電力総量を増やす（電力小売事業者が入札に参加したいと思うボリュームにまとめる）ことが大切である。電力契約をグループ化することで、電力の契約事務や電気代支払いの請求書の枚数を減らし、支払い事務を減らすことができる。また、複数の部署にまたがる電力契約をまとめることができれば、環境配慮契約に関する専門的な知識を持たない部署でも取り組むことが可能となるため、自治体全体での事務効率の向上につながる。

(参考事例) 久留米市、九州大学

5. 電力小売事業者の参入状況

電力調査統計によると、新電力会社のうち需要実績のある事業者は高圧区分が 353 者、低圧区分が 373 者となっている。また、環境省の調査（令和元年 10 月）によると、四国電力供給区域に参入している事業者も多くいる。

新居浜市の入札参加資格を保有する 7 社¹について、環境配慮契約法の評価項目で評価したところ、いずれの事業者も裾切り基準（70 点）を超える結果となったため、新居浜市においても環境配慮契約の導入が可能であることが分かった。



出典：環境配慮契約法の概要及び基本方針・解説資料のポイント（令和元年度環境配慮契約法基本方針説明会資料より）

¹ (株)イーセル、ミツウロコグリーンエネルギー(株)、(株)Loop、日立造船(株)中国支社、(株)リケン工業、ゼロワットパワー(株)、(株)ホープ

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（1/2）

（令和元年10月環境省調べ）

供給区域	北海道電力供給区域	東北電力供給区域	東京電力供給区域	中部電力供給区域	北陸電力供給区域	関西電力供給区域	中国電力供給区域	四国電力供給区域	九州電力供給区域	沖縄電力供給区域
株式会社エネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社F-Power	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京ガス株式会社			○							
JXTGエネルギー株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸紅新電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社エナリス・パワー・マーケティング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オリックス株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ザミットエナジー株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社ウエスト電力		○	○	○		○	○	○	○	
日本テクノ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出光興産株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社パネイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SBパワー株式会社	○		○	○		○	○	○	○	○
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	○	○	○	○		○	○	○	○	○
エネサーブ株式会社		○	○	○		○	○	○	○	○
株式会社Loop	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大和ハウス工業株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エフビットコミュニケーションズ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社東急パワーサプライ			○							
株式会社サイサン		○	○					○	○	○
日鉄エンジニアリング株式会社	○	○	○	○		○	○		○	
株式会社新出光		○	○	○		○	○		○	
MCRリトルエナジー株式会社		○	○	○			○		○	
アーバンエナジー株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社ジェイコムウエスト						○				
株式会社オプテージ						○				
鈴与商事株式会社			○	○						

注：「○」印は当該区域への参入を表す。ただし、「○」印がついていても、直ちに当該地域における需要家からの供給の要請に応えられることを保証するものではない。

28

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（2/2）

（令和元年10月環境省調べ）

供給区域	北海道電力供給区域	東北電力供給区域	東京電力供給区域	中部電力供給区域	北陸電力供給区域	関西電力供給区域	中国電力供給区域	四国電力供給区域	九州電力供給区域	沖縄電力供給区域
株式会社リミックスポイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社サニックス		○	○	○		○	○	○	○	
株式会社アシストワンエナジー	○	○	○	○	○					
サーラエナジー株式会社			○	○						
西部瓦斯株式会社									○	
アンフィニ株式会社										
株式会社V-Power	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京エコサービス株式会社			○							
東産商事株式会社		○	○	○		○	○	○	○	
株式会社みらい電力		○	○	○		○	○	○	○	
みんな電力株式会社		○	○	○		○	○	○	○	
スマートエナジー磐田株式会社			○	○						
ゼロワットパワー株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社G-Power			○							
関西電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四国電力株式会社			○			○		○		
北海道電力株式会社	○		○							
沖縄電力株式会社										○

注：「○」印は当該区域への参入を表す。ただし、「○」印がついていても、直ちに当該地域における需要家からの供給の要請に応えられることを保証するものではない。

29

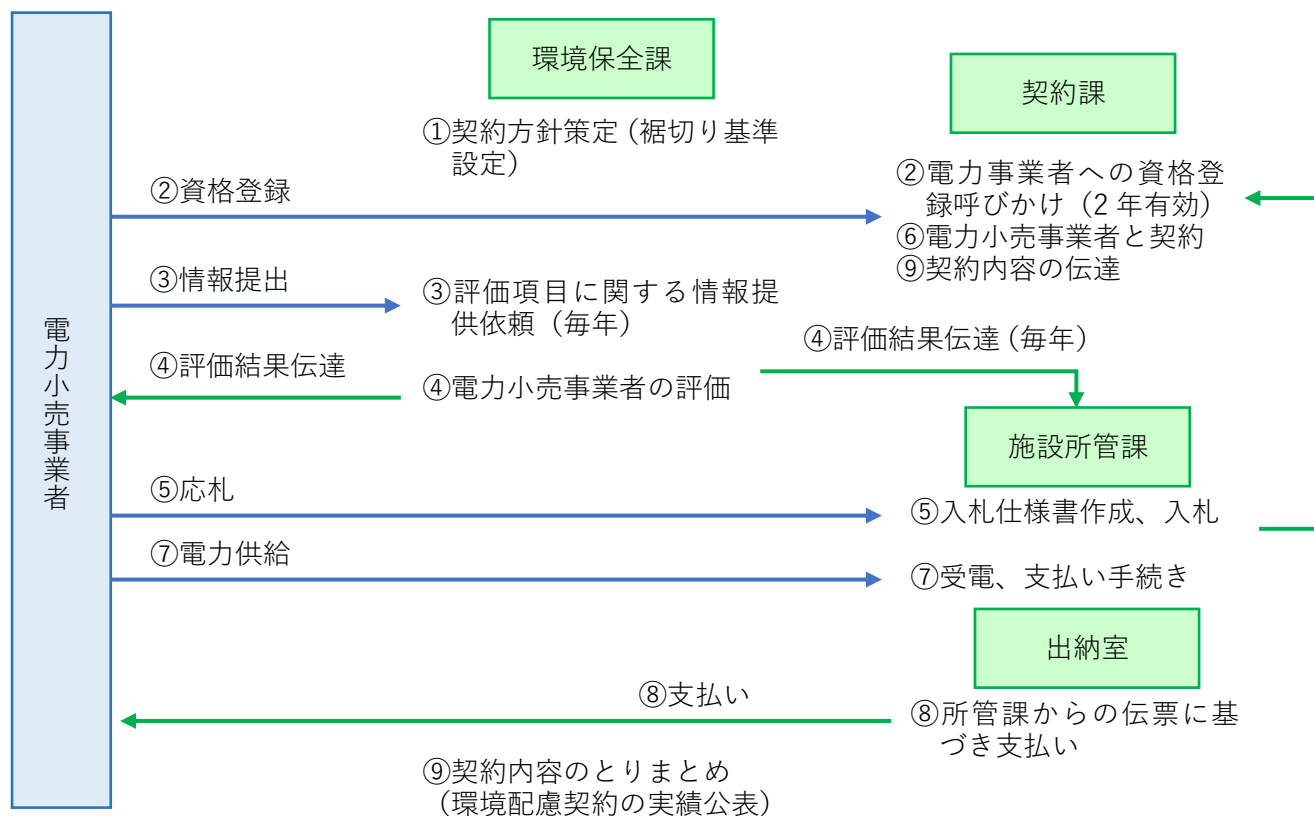
出典：環境配慮契約法の概要及び基本方針・解説資料のポイント（令和元年度環境配慮契約法基本方針説明会資料より）

6. 導入・運用時の各課の役割

(各課の役割)

環境保全課	導入時	<ul style="list-style-type: none"> 各電力契約内容の整理、グルーピングの検討 裾切り基準の検討（電力小売事業者の仮評価） 運用体制（各課の役割、手順）の検討 電力小売事業者へのヒアリング
	運用段階	<ul style="list-style-type: none"> 契約方針策定（裾切り基準設定）の策定 電力小売事業者へ評価項目に関する情報提供依頼・評価（毎年） 契約内容のとりまとめ（環境配慮契約の実績公表）
契約課		<ul style="list-style-type: none"> 電力事業者への資格登録呼びかけ（2年有効） 電力小売事業者と契約 契約内容の伝達（環境保全課へ）
施設所管課		<ul style="list-style-type: none"> 入札仕様書の作成、入札事務、電力小売事業者との契約事務 <p>※グルーピングにより電力契約をいくつかにまとめるため、全ての施設所管課が実施するわけではない。</p>
出納室		<ul style="list-style-type: none"> 所管課からの伝票に基づき支払い

(環境配慮契約 実施フロー図)



7. 新居浜市の電力契約一覧

平成30年度有施設別電力使用量

大分類	施設区分	施設名称
生涯学習施設	社会教育施設 (公民館等)	新居浜公民館
		口屋跡記念公民館
地域交流センター		
金栄公民館		
高津公民館		
浮島公民館		
惣開公民館		
若宮公民館		
垣生公民館		
神郷公民館		
多喜浜公民館		
大島交流センター		
泉川公民館		
中萩公民館		
船木公民館		
大生院公民館		
角野公民館		
別子山公民館		
生涯学習センター若宮(旧若宮小)		
高齢者生きがい創造学園		
合計(20施設)		
芸術文化施設 (文化センター等)	広瀬歴史記念館	
	別子銅山記念図書館	
	市民文化センター	
	別子山ふるさと館	
	総合文化施設	
	山田社宅(共電宅1号)	
	合計(6施設)	

大分類	施設区分	施設名称
生涯学習施設	スポーツ施設	市民体育館
		山根総合体育館
山根公園屋内プール		
山根公園テニスコート		
多喜浜体育館		
重量拳練習場		
文化振興会館		
市営サッカー場		
東雲市民プール		
市営野球場		
弓道場		
武徳殿		
合計(12施設)		
学校教育施設	その他の施設	女性総合センター
		大島教育集会所
		別子ハイソ自然学習館
		銅山の里自然の家
		合計(4施設)
学校教育施設	義務教育施設 (小中学校)	新居浜小学校
		宮西小学校
		金子小学校
		金栄小学校
		高津小学校
		浮島小学校
		惣開小学校
		垣生小学校
		神郷小学校
		多喜浜小学校

大分類	施設区分	施設名称
学校教育施設	学校	泉川小学校
		船木小学校
		中萩小学校
		大生院小学校
		角野小学校
		東中学校
		西中学校
		南中学校
		北中学校
		泉川中学校
		船木中学校
		船木中学校ひびき分校
		中萩中学校
		大生院中学校
		角野中学校
		川東中学校
		別子小中学校
	合計(27施設)	
	幼稚園	王子幼稚園
		神郷幼稚園
合計(2施設)		
その他の施設	学校給食センター	
	別子中学校寄宿舎	
合計(2施設)		
福祉施設	児童福祉施設	新居浜保育園
		金子保育園
		若宮保育園
		高津保育園
		合計(5施設)

平成30年度有施設別電力使用量

大分類	施設区分	施設名称
環境衛生施設	環境衛生施設	垣生保育園
		多喜浜保育園
		東田保育園
		船木保育園
		角野保育園
		大生院保育園
		別子保育園
		中央児童センター
		上部児童センター
		川東児童センター
		瀬戸児童館
		東新学園
		清光寮
	合計(17施設)	
	高齢者福祉施設	慈光園
		上部高齢者福祉センター
		川東高齢者福祉センター
	川西高齢者福祉センター	
	川東高齢者福祉センター大島分館	
	合計(5施設)	
障がい者福祉施設	障がい者福祉センター	
	合計(1施設)	
その他の施設	総合福祉センター	
	総合福祉センター別子山分館	
	保健センター	
	瀬戸会館	
合計(4施設)		

大分類	施設区分	施設名称
環境衛生施設	ゴミ処理施設	清掃センター
		最終処分場
		合計(2施設)
	し尿処理施設	衛生センター
		合計(1施設)
	下水処理施設 斎場等	下水処理場
		斎場
		平尾(墓地)他
	合計(3施設)	
	産業振興施設	産業支援施設
合計(1施設)		
観光施設		観光交流施設
		東平記念館
		森林公園ゆらぎの森
合計(3施設)		
港湾施設	新居浜マリーナ	
	フェリーセンター、中浜買事務所	
合計(2施設)		
その他の施設	市民の森	
	漁港	
	渡海船乗場等(運輸観光課)	
	新居浜駅前駐輪場	
	合計(4施設)	
事務等	中央機関	本庁舎
		北消防署
	合計(2施設)	
地域機関	別子山支所	
	川東分署(川東支所含む。)	

大分類	施設区分	施設名称
事務等	南消防署(上部支所含む。)	各消防団施設等
		合計(4施設)
その他	上水道施設	水道局
		送水場等(水源管理課)
		平尾谷浄水場
		水質検査センター
		合計(4施設)
	公園	公園・公衆トイレ等
		書光地イベント広場
		合計(2施設)
	照明	公衆街路灯(道路課)
		港湾管理課(企画部)
		新居浜駅前・駅南駐車場
		新居浜駅南口広場駐車場
	合計(4施設)	
	その他	各ポンプ場(下水道建設課)
		各測定局
別子山市民グラウンド		
別子山市民プール		
樋門(農地整備課)		
大島診療所		
合計(6施設)		

8. FAQ

Q. 新電力の電力が枯渇したり、新電力が倒産したりした場合はどうなるのか。

A. 万一、何らかの理由で新電力の発電所から電力供給ができなくなった場合は、自動的にその地域を供給区域とする電力会社から電気が供給される仕組みになっている。そのため、電気が止まることなく新電力の契約料金で継続して電力供給が得られる。また、新電力が倒産などで事業が継続できなくなった際には、電力会社には、最終保障約款に基づき需要家に電気を供給する義務があるため、電力会社から電気の供給を受けることができる。

出典：月刊総務オンライン <https://www.g-soumu.com/special-talk/1505pps1/pps-3.php>

Q. 新電力から電力の供給を受けている場合、自然災害が発生した際に停電等のトラブルが起こったときの対応は、電力会社と新電力のどちらが行うのか。

A. 停電などの原因によって異なるが、既存の送電線を介して電力の供給を受けているため、電力会社が復旧に当たる。

出典：月刊総務オンライン <https://www.g-soumu.com/special-talk/1505pps1/pps-3.php>

Q. 新規参入者の排出係数の算出はどのようにすればよいか。

A. 新規参入者の参入年度及び参入の次年度における排出係数の算出については以下を参照。

●「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表」

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/cm_ec

上記に該当しない場合は、当該電気事業者に稼働実績がある場合は、排出係数等の評価項目の提出を求めて評価を行う。排出係数等の実績の算定が困難な場合は代替値（平成 28 年度実績代替値 0.512kg-CO₂/kWh）の使用も検討可能。新規参入（又は参入予定）の電気事業者の評価及び参入の可否は、最終的に発注者の判断によって行う。

出典：グリーン契約 Q&A（環境省ホームページ）<https://www.env.go.jp/policy/ga/faq/index.html>

9. 導入・運用に関する情報

環境配慮契約（電力供給）の方針策定や運用に関する情報入手先

■環境省

- ・環境配慮契約 <http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>
- ・地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース
http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-04/index.html
- ・地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（平成 26 年 2 月）
https://www.env.go.jp/policy/ga/brief_info/brief-mat_m1.pdf
- ・電気事業者別排出係数一覧
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

環境省 大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-5521-8229 / E-mail：gpl@env.go.jp

■グリーン購入ネットワーク

グリーン購入ネットワーク

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5F

TEL：03-5829-6912 / FAX：03-5829-6918

E-mail：gpn@gpn.jp

<https://www.gpn.jp/>